

平成 28 年（ワ）第 280 号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件（第 2 陣）

原 告 澤 正宏 外

被 告 国 外 1 名

## 意見陳述書

2017（平成29）年6月12日

福島地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 南 雲 芳 夫

私は、訴状における主張に基づいて、本件原発事故を巡る「被害と加害の構造」、及び「司法に期待される役割」について、意見を述べます。

### 1 本件原発事故による深刻な被害

2011（平成23）年3月に発生した福島第一原発の過酷事故による環境破壊は、わが国の歴史上、最大規模の被害をもたらしました。多くの市町村が人の住むことのできない地域とされ、住民はふるさとを奪われました。双葉病院の例にみられるように避難の過程において多くの命が失われ、また震災関連死は福島県に突出して多くみられます。原発事故に起因する痛ましい自死事案も相当数に上っています。

強制避難地域外においても、被ばくによる健康影響を避けるための母子等による避難は多数にのぼり、滞在者も子ども及び自分自身の被ばく回避のために、多くの

生活上の利益を犠牲にさせられてきました。

わが国においては、戦後、四日市公害、新潟及び熊本における水俣病などの公害事件の経験がありますが、本件原発事故は、その被害の規模と深刻さにおいて、これら過去の公害事件をも超える、空前のものといえます。

## **2 原発事故によって深刻な被害がもたらされることは予見されていたこと**

しかし、原発事故によって、想像を絶する規模と深刻さの被害がもたらされることは、本件原発事故によって初めて示されたものではありません。

原子力発電の黎明期には、わが国においても、過酷事故が起きた場合の損害額の試算が行われており、それによれば、わが国の当時の国家予算総額の2倍に相当する損害となり得るとされていました。

また、目を世界に転ずれば、1978年のスリーマイルアイランド原発事故、そして1986年のチェルノブイリ原発事故は、過酷事故が空想のものではないことを示し、とりわけチェルノブイリ原発事故は、過酷事故が現に発生した場合には、想像を絶する被害がもたらされることを事実をもって明らかにしました。

## **3 深刻な災害を万が一にも起さないために被告らに求められる責任が極めて重いものであること**

このような危険を内包する原子力発電が、自然災害が多発するわが国において、そもそも許容されるのかという点については重大な疑義がありますが、この点に関して、原子炉等規制法等は、国が厳しい安全規制を行いそれによって高度な安全性を確保することを条件として、初めて原子力発電を認めるという立場に立っています。

伊方原発訴訟最高裁判決（平成4年）は、国による安全規制の在り方について、次のとおり判示しています。

すなわち、「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害

が万が一にも起こらないようにするため、……十分な審査を行わせる」、そして、規制の実施に際しては、「科学技術は不断に進歩、発展している」として「最新の科学技術水準への即応性」を確保すべきものと判示しています。

当然のことながら、この判示は、経済産業大臣及び原子力事業者において、重く受け取られるべきものでした。

#### 4 原子力安全・保安院による安全規制が伊方最判の示す基準から逸脱

しかるに、津波に対する安全性確保に関する国の規制は、この最高裁判決の判示から大きく逸脱するものでした。

①1991（平成3）年の福島第一原発1号機の非常用ディーゼル発電機の被水事故によって非常用電源設備が被水によって容易に機能喪失することが実証され、②1998（平成10）年には、「7省庁手引き」等によって、地震学の知見の進展を踏まえ「既往最大の地震・津波」に留まらず、「想定し得る最大規模の地震・津波」を、一般防災を前提としても想定すべきとされました。③1999（平成11）年には、国土庁作成の「津波浸水予測図」によって、福島第一原発の建屋敷地を大きく越える津波の襲来があり得ることが示されるに至りました。

さらに、2002（平成14）年には、④土木学会「津波評価技術」が公表され津波シミュレーションの詳細な手法が体系化され、また、⑤地震調査研究推進本部のいわゆる「長期評価」が公表され、福島県沖を含む日本海溝寄りにおいて、巨大な津波をもたらす「津波地震」が高い確率で発生し得るとされるに至りました。

最高裁判決の示す「最新の科学技術水準への即応性」を確保し、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という安全規制の在り方からすれば、経済産業大臣（原子力安全・保安院）は、「長期評価」に基づく津波地震の想定に基づき「津波評価技術」の推計手法を用いて、（自ら、又は東京電力に命じて）想定すべき津波の予見をなすべき義務を負うに至ったといえます。

しかし、保安院も東京電力も、こうした義務を怠ったのです。

さらに、保安院は、1999（平成11）年・フランスのルブレイエ原発におけ

る外部溢水事故、とりわけ2004（平成16）年のスマトラ島沖地震による津波によるインド・マドラス原発の外部溢水事故を踏まえ、2005（平成17）年には安全情報検討会において、津波に対して必要な対策を指示しない場合には、「不作為を問われる可能性がある。」とまで認識するに至りました。その上で、「溢水勉強会」を設置して原子力事業者らもオブザーバーとして参加させ、2006（平成18）年には、現地調査等も踏まえて、建屋敷地高さを1メートル超える浸水によって全交流電源喪失に至ることを現に確認し、かつ、その場合の浸水経路及び機能喪失する非常用電源設備等についても正確に予見するに至ったのです。

こうした中、同年9月19日に原子力安全委員会は「耐震設計審査指針」を改訂し、津波についても地震随伴事象として考慮すべきこと、その際には「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波をも想定すべきものとししました。

これを踏まえれば、原子炉施設の津波想定は、「津波評価技術」による「既往最大」の考え方に留まることは許されないのであり、「7省庁手引き」等が示した「想定し得る最大規模の地震・津波」をも考慮に入れるべきであり、とりわけ法令及び専門的な知見に基づく政府の判断である2002年「長期評価」の地震想定を、考慮に入れるべきことは当然であったといえます。

ところが、保安院は、耐震設計審査指針の改訂の翌日に発出した、既設炉の地震・津波に対する安全性の確認を求めた耐震バックチェックルールにおいて、既往最大の想定に留まる「津波評価技術」の想定地震によって安全性の確認を行えば足りると指示するという決定的な誤りを犯しました。この指示は、1998（平成10）年の「7省庁手引き」等が示した「想定し得る最大規模の地震・津波」の想定、2002年「長期評価」が示した「津波地震」の想定を、一般防災とは比較にならないほど高度な安全性が求められる原子炉施設との関係においても考慮する必要がないとし（「万が一の想定」からの逸脱）、古色蒼然とした「既往最大」の想定で足りるとするものであり（「最新の科学技術水準への即応」からの逸脱）、伊方最高裁判

決が示した安全規制の在り方から、大きく逸脱するものであったといわざるを得ません。

## 5 原子炉等規制法等の求める安全確保の在り方からの逸脱に対する真摯な反省がないこと

このような、経済産業大臣の規制の怠りの結果として、国土の一部が毀損され、多くの国民が塗炭の苦しみを味わい、また少なくとも21.5兆円を超える損害をもたらし、わが国を存亡の危機にさらしたことを考慮すると、経済産業大臣の規制の怠りは、原子炉等規制法等に基づく国民からの付託と信頼を裏切るものであり、まさに万死に値するものと言わざるを得ません。

しかるに、本件事故後の対応を見ると、政府は、本件地震の規模がマグニチュード9という巨大なものであったことを隠れ蓑として、2002「長期評価」に基づいて津波対策を講じていれば本件地震による津波に対しても過酷事故を回避できたことの責任を曖昧にする姿勢に終始して、恬として恥じるところがありません。

原子炉施設の危険性から住民を保護するため、原子炉等規制法等により重い責任を課された規制行政を担う者として、その自覚に欠ける姿勢というしかありません。

本件事故を惹起した直接の事業者である東京電力においても、原賠法3条が無過失責任を規定していることを逆手にとって、本件原発事故については民法709条の適用が排除されるとして、その過失責任について正面から向き合おうとしていません。

しかし、真摯な反省のないところに、真の被害救済はあり得ないというべきです。

## 6 無過失を前提とした中間指針は「被害と加害の構造」を踏まえたものではないこと

公害裁判の歴史の中では、公害裁判は「被害に始まり、被害に終わる。」という言葉が語り継がれています。被害に真摯に向き合うことによって、現に社会に生じている事象を正しくとらえることができるということです。

これとともに、「被害と加害の構造を明らかにする。」ともいわれています。これ

は、被害者が被っている深刻な被害は、加害者の加害行為によってもたらされていること、そして、その加害行為は単なる偶然によるものではなく、利潤追求などの経済性を優先するあまり、被害発生の危険性に敢えて目をつむるという構造的な背景があることを忘れてはならないという指摘です。

本件原発事故も、地震・津波の想定を誤ったという単純な過失に基づくものとはいえません。1998年「7省庁手引き」、1999年「津波浸水予測図」、2002年「長期評価」と「津波評価技術」、2005年「安全情報検討会」、2006年「溢水勉強会」、そして2006年9月耐震設計審査指針の改訂とバックチェックルールの発出。さらには2008年の東京電力による津波シミュレーションによるO.P.+15.7メートルの浸水深の推計と、津波の危険性を示す事実の経過を整理すれば、国においても東京電力においても、原発推進優先の姿勢、経済性優先の姿勢を改めて、伊方最判の示した「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という安全確保の在り方に立ち返る機会を、何度も与えられていました。それにもかかわらず、国と東京電力は、原発推進政策と経済性を優先し、必要な対策を意図的に先延ばしにして、本件原発事故を惹起させるに至ったのです。

このような国と東京電力の意図的な怠慢、そして、それによって極めて深刻な被害をもたらされたという「被害と加害の構造」は、本件原発事故による被害の救済の在り方を考える際に、重要な要素として考慮にいれられる必要があります。

被告らが、賠償の在り方を基礎づけるものとして金科玉条のようにいう中間指針については、これを端的に表現すると「原賠法の無過失責任を前提として、多数被害者との紛争を迅速に和解により解決するための一般的指針を定めた行政文書」と要約することができます。

本件原発事故における「被害と加害の構造」を踏まえた時、原賠法の無過失責任規定に基づいて、当事者間の和解解決のための指針として、事故直後の緊急的な対処の必要性に対応するために策定された中間指針が、最終的な被害救済の指針とはなりえないことは明らかです。

「中間指針」はその名のとおり、中間的・暫定的なものに留まります。

本件訴訟においては、中間指針の限界を正しく認識し、原被告・両当事者の主張、及び厳格な証拠調べ手続きによる裁判手続きを通じて、被告らの重大な過失、及び原告ら住民の被った深刻な被害を明らかにして、本件原発事故による被害に対する賠償の在り方について、司法による最終的な判断が示されることが求められているのです。

## 7 司法に期待される役割

我が国の政府・行政機関は、原子炉等規制法等によって委任された「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という重い責務を果たすことができず、本件原発事故を引き起こし、深刻な被害をもたらしました。

それに留まらず、本件原発事故による深刻な被害を目の当たりにしても、残念ながら、伊方最判の示した規制の在り方から逸脱した著しい怠慢についても、責任逃れに終始し、これを真摯に反省する姿勢もありません。真摯な反省がないことの結果として、自らを加害者と自覚することもできず、また、加害責任を踏まえて被害者に対する賠償の在り方について真摯に検討するという姿勢も能力もありません。

行政が本来の役割を果たすことができない状況にある以上、その怠慢や誤りを正し、加害者としての自覚を促し、その責任の重大性を踏まえた賠償の在り方を提示することが、司法に期待される役割といえるところと考えます。

先行訴訟の審理に続く本件訴訟の審理を通じて、本件原発事故の教訓を踏まえ、真摯な反省の上に立って、今後のわが国の在り方の指針を示す、歴史に残る判決を期待します。

以上